

○登米市公共工事の中間前金払取扱要綱

平成25年2月27日

告示第35号

改正 平成25年3月25日告示第68号

平成26年3月17日告示第39号

平成28年3月31日告示第107号

平成29年3月31日告示第102号

令和4年6月10日告示第131号

(趣旨)

第1条 この要綱は、登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号。以下「規則」という。）第86条の2の規定に基づき、地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）附則第3条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第5条の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費の中間前金払について必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象となる契約)

第2条 中間前金払の対象となる契約は、市を発注者とする前条に規定する公共工事に係る契約であって、当該工事請負契約で定めた請負代金額が1件130万円以上のものとし、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 規則第86条の規定による前払金を既に支出していること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前払金の額)

第3条 中間前金払により支払うことができる金額（以下「中間前払金」という。）は、前条第1号の工事に係る請負代金額の10分の2を超えない範囲内の額とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金との合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

- 2 中間前払金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約で、前払金を各年度の出来高予定額に対して支払うものについては、各年度における出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。ただし、年度末に契約する場合、国庫補助事業の予算執行として特に必要がある場合その他特別の

事由があると認められる場合には、当該公共工事の初年度年割額の範囲内で、初年度及び翌年度の出来高予定額に対応する金額の合計額を初年度に支払うことができるものとする。

- 4 前項の規定により中間前金払をする場合における第2条の規定の適用については、同条第1号中「前払金」とあるのは「当該会計年度の前払金」と、同条第2号及び第3号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、同条第4号中「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度における当該工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えるものとする。
- 5 債務負担行為等に係る2年度にわたる公共工事のうち工期が12か月以内のものの中間前払金は、第3項の規定にかかわらず、当該公共工事の初年度年割額の範囲内で第1項の規定により算出した中間前払金の額を初年度に支払うことができるものとする。
- 6 中間前払金は、総額で2億円を超えて支払うことを約定することはできない。ただし、第3項ただし書の適用がある場合において、国庫補助事業の予算執行として特に必要がある場合その他特別の事由があると認められる場合には、この限りでない。

(中間前金払と部分払との併用)

第4条 中間前金払は、部分払と併用できるものとする。ただし、部分払の支出をした後は、中間前金払をすることはできないものとする。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第5項の規定により中間前金払をする場合において、前会計年度までに部分払の支出をした場合であっても、当該会計年度において部分払の支出をしていない場合は、中間前金払をすることができるものとする。

(中間前金払の認定)

第5条 中間前金払を受けようとする者は、中間前金払認定請求書(様式第1号)に工事履行報告書(様式第2号。以下「履行報告書」という。)を添付して市長に提出し認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の書類の提出があったときは、当該請求に係る書類の審査を行い、第2条各号に掲げる要件を全て満たしていると認めるときは、当該認定請求書を受理した日から7日以内に中間前金払認定調書(様式第3号)により請求者に通知するものとする。ただし、請求者から提出された書類について内容の不備又は特別な事情があり期間内に通知ができない場合にあっては、当該通知期間を延長することができる。

- 3 履行報告書に代えて、登米市工事請負契約書及び工事請負変更契約書の様式(平成21年登米市告示第19号)様式第1号工事請負契約書第11条に規定する工事履行報

告書をもって当該認定を行うことができる場合は、履行報告書の提出を省略させることができる。

4 第2項の審査において、提出された書類の内容等について疑義がある場合は、追加資料の提出を求めることがある。

5 工事現場に搬入された検査済の工事材料等があるときは、当該工事材料等に相応する額を第2条第4号に規定する経費に加算し、進ちょく額として認定することができるものとする。

(中間前金払の請求及び支払)

第6条 市長は、前条第2項の規定による認定調書の通知を受けた者から中間前金払の請求を受ける場合は、中間前払金請求書(様式第4号)に併せて保証事業会社と中間前払金に関し、当該工事に係る工事請負契約において定めた工事完成期限(債務負担行為等に係る2年度以上にわたる公共工事の場合は、請求する中間前払金に係る出来高予定額の完成期限)を保証期限とする保証契約証書を提出させるものとする。

2 市長は、前項の規定による中間前金払の請求があった場合は、当該請求を受理した日から14日以内に支払うものとする。

3 前払金の支払は、第1項に規定する保証契約証書に記載された預託金融機関にする振込みにより行うものとする。

(請負代金額の変更)

第7条 市長は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額を増額したときは、当該増額後の請負代金額の10分の6から既に支払った前払金及び中間前払金を差し引いた額を限度として中間前払金を支払うことができる。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第6条第1項中「保証契約証書」とあるのは「請負代金額の変更後の保証契約証書」と読み替えるものとする。

3 市長は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合であつて、既に支払った前払金及び中間前払金が減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。

4 第5条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第1項中「工事履行報告書(様式第2号。以下「履行報告書」という。)」とあるのは「工事履行報告書(様式第2号。以下「履行報告書」という。)及び請負代金額の変更後の保障契約証書」と読み替えるものとする。

(中間前払金の用途制限)

第8条 請負者は、中間前払金を工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

以外の支払に充ててはならない。

(中間前払金の返還)

第9条 市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った中間前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外に使用したとき。
- (2) 第6条第1項に規定する保証契約が解約されたとき。
- (3) 当該公共工事に係る請負契約が解除されたとき。

(遅延利息)

第10条 第7条第2項及び前条の規定により前払金を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算して得た額の遅延利息を併せて納付しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年2月27日から施行する。

(東日本大震災による特例)

2 中間前払金の額に係る第3条第1項並びに第7条第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」とする。

附 則 (平成25年3月25日告示第68号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月17日告示第39号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第107号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第102号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月10日告示第131号)

この告示は、令和4年6月10日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

中間前金払認定請求書

年 月 日

(あて先)登米市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名



年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、工事請負契約書第35条の2の規定に基づく中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されるよう請求します。

記

工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	
摘要	

注) 登米市公共工事の中間前金払取扱要綱第5条第3項の規定によらない場合は、工事履行報告書(様式第2号)を添付すること。

様式第2号(第5条関係)

工 事 履 行 報 告 書
(月 分)

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	～

月 別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

注1) 予定工程は、完成までの予定出来高累計を記入すること。

注2) 施工状況写真、工程表、工事出来高報告書を添付すること。

主 任 監督員	監督員

請負者	現 場 代理人	主任 (監理) 技術者

様式第3号(第5条関係)

中間前金払認定調書

契約の相手方	住 所	
	氏名又は名称	
工事番号		
工事名称		
施行場所		
請負金額		円
工 期		から まで
適 用		
上記の工事について、その進ちよくを調査したところ、工事請負契約書第35条の2の規定に基づく中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。		
年 月 日		
登米市長		印

様式第4号(第6条関係)

中間前払金請求書

金額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、下記により上記金額を請求します。

支払方法	1 現金払(直接払) 2 口座振替
金融機関名	
本(支)店名	
口座種類	1 普通 2 当座
口座番号	
口座名義人	
口座名義人フリガナ	

年 月 日

(あて先)登米市長

住所
商号又は名称
代表者氏名



内 訳				
契約年月日				
工事番号				
工事名				
工事場所				
契約額	¥	円		
既受領額	¥	円	前金払	年月日 円
今回請求額	¥	円		
残額	¥	円		

注) 保証契約証書を添付すること。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)